

新潟市白根地区公民館使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市白根地区公民館使用料の徴収を令和5年7月1日から令和8年6月30日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和 5年 7月 1日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市南区田中383番地 新潟市白根地区公民館	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル16階 新生ビルテクノ株式会社 新潟支店 支店長 野口幸弘